

## 弾道ミサイルの拡散問題 - 脅威と対応 -

岩田 修一郎

Proliferation of Ballistic Missiles : Threat and Response

Shuichiro IWATA

### Abstract

The national security interests of the United States and her allies are threatened by the increase in numbers of ballistic missiles throughout the world, especially when missiles are designed to be delivery systems for weapons of mass destruction. When the United States and Russia have been destroying strategic missiles, other countries have been increasing the numbers of ballistic missiles. North Korea's missile and nuclear programs have become the foremost proliferation concerns. Iran, Iraq, Libya, Syria, India, Pakistan, and China also have ballistic missile programs.

Traditional national and multinational nonproliferation measures to prevent the spread of missile technology is frequently presented as the key to addressing the proliferation problem. Such measures include, for example, the Nuclear Suppliers Group, and the 1987 Missile Technology Control Regime (MTCR). These measures may well have a valuable delaying effect on those countries incapable of indigenous production. They cannot, however, solve the problem posed by dedicated proliferant states. Therefore, much greater attention and efforts should be devoted to counterproliferation measures, an essential element of which is ballistic missile defense (BMD).

Japan faces direct and indirect threats posed by ballistic missiles of her surrounding countries. The Japanese government has traditionally adopted a policy of nonproliferation, refraining from resorting to military countermeasures such as missile defense systems. In the security environment of the post-Cold War era, Japan might need to have a more progressive counterproliferation policy. Some of proliferant states are in Asia and the United States needs to have a more substantial security cooperation from its allies.

## はじめに

冷戦後の最も重要な安全保障課題として、世界の安全保障の専門家たちが一致して指摘するのは大量破壊兵器（WMD：Weapons of Mass Destruction）の拡散問題である。大量破壊兵器とは、核兵器、化学兵器、生物兵器のように大量殺戮の能力を持つ兵器の総称である。アメリカは冷戦後の第三世界に弾道ミサイルが拡散していることも重視し、弾道ミサイルも大量破壊兵器のカテゴリーの中に入れていっている。弾道ミサイルは弾頭を運搬する手段であるが、湾岸戦争中にイラクが使用した「スカッド（SCUD）・ミサイル」のように、これまで使われた弾道ミサイルは通常兵器を搭載したものである。だが、弾道ミサイルは核兵器や他の大量破壊兵器を搭載することも可能であり、その脅威に如何に対応するかをめぐって、アメリカを中心に様々な議論が展開されている。本稿は弾道ミサイルの拡散状況を概観し、その脅威への対応として軍備管理アプローチと軍事的アプローチの二つについて論ずるものである<sup>(1)</sup>。

### 1. 弾道ミサイルの拡散状況

弾道ミサイルはロケット・エンジン推進のミサイルで、高速で弾道軌道を描いて飛翔し、急角度で落下してくるために迎撃が難しい。冷戦期の米ソの戦略核兵器の中心であった大陸間弾道ミサイル（ICBM=Inter-Continental Ballistic Missile）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM=Submarine-Launched Ballistic Missile）は、この弾道ミサイルである。冷戦後、大量破壊兵器の拡散問題として注目されているのは、第三世界諸国が開発保有した弾道ミサイルである。冷戦中にソ連がその同盟国や友好国に軍事援助を続ける過程で、ソ連製のスカッド・ミサイルが第三世界に拡散した。湾岸戦争でイラクが実戦に使用したスカッド・ミ

サイルは、ソ連のスカッド・ミサイルを原型とするものであり、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が近年開発中の「ノドン（Nodong）・ミサイル」も、冷戦期にソ連から導入したスカッド・ミサイルに改良を加えたものである。

弾道ミサイルは第三世界の地域紛争で実際に使われている。1980 - 88年のイラン・イラク戦争の際に、イラン、イラクの両国が発射した弾道ミサイルは600発近くに達したといわれている。86年4月、アメリカがリビアを空爆した時には、リビアはイタリア沖の米軍施設にミサイル攻撃を行った。アフガニスタン戦争の際に、アフガニスタン政府軍が反政府イスラム・ゲリラに対して発射したスカッド・ミサイルは、2000発を超えたとされる。

弾道ミサイルを開発保有している国は多い。東アジアでは中国、北朝鮮、台湾、南西アジアではインド、パキスタン、中東地域ではイラク、イラン、イスラエル、リビア、シリア、エジプトなどがある（イラクの弾道ミサイルは湾岸戦争後、破壊されたが、技術ノウハウは残っている）。南米ではアルゼンチンとブラジルが弾道ミサイルの開発国として知られる。このように弾道ミサイルの拡散はグローバルな広がりを持っており、弾道ミサイルの開発国は核兵器その他の大量破壊兵器の拡散についても懸念されている国々である。本稿では北東アジアと南西アジアの拡散懸念国について触れよう。

北東アジアは冷戦後も続く朝鮮半島の軍事的緊張に、北朝鮮の核開発疑惑が加わり、世界の安全保障専門家たちの関心を引きつけている。1994年10月に成立したアメリカと北朝鮮の間の合意（いわゆる「枠組み合意」）によって、北朝鮮の核開発疑惑問題に関しては一応の外交的決着がついた。しかし、北朝鮮については、弾道ミサイルの開発と輸出問題が残っている。また、北朝鮮の化学兵器の開発に対する懸念も消えていない。北朝鮮の弾

道ミサイルの開発は1980年代初めから始まり、射程300kmのスカッド-B、射程500kmのスカッド-Cが製造されている。

1993年5月、北朝鮮は日本海で弾道ミサイルの試射を行った。この時、実際のミサイルの飛行距離は約500kmであったが、アメリカは衛星情報その他により、ミサイル本体の長さがスカッド-C改良型よりも長いことを確認し、約1000kmの射程をめざす「ノドン(Nodong)・ミサイル」であるとした。射程1000kmは、日本のほとんど全土をカバーできる射程であり、この時以来、日本政府も北朝鮮のミサイル開発を日本の防衛政策上の重要課題として提示するようになった<sup>(2)</sup>。北朝鮮はさらに、射程1500kmの「テポドン-1(Taepodong-1)」と射程4000kmの「テポドン-2(Taepodong-2)」を開発中であるといわれているが、これらのミサイルの試射はまだ行われていない。

北朝鮮は自国で開発した弾道ミサイルを、イランとシリアに輸出してきた。ミサイル輸出は経済悪化に苦しむ北朝鮮にとって、貴重な外貨獲得の手段であると見られている(北朝鮮は核兵器、化学兵器、生物兵器やその技術は輸出していない模様であり、大量破壊兵器の輸出問題として問題になるのは運搬手段である弾道ミサイルのみである)。

北朝鮮の中東向けミサイル輸出に対して、特に神経をとがらせているのはイスラエルである。米朝間の「枠組み合意」が成立した時、ラビン・イスラエル首相(当時)は、「北朝鮮がイランやシリアに旧ソ連製のミサイルを輸出し、中東の軍備拡大に拍車をかけている」と指摘した<sup>(3)</sup>。

1996年4月、アメリカは北朝鮮のミサイル問題をテーマとする外交交渉をベルリンで行った。北朝鮮の立場は、「ミサイル製造は自衛的な防衛政策」というものであるが、アメリカはミサイル拡散を食い止める目的で、北朝鮮との外交協議を求めている。

中国のミサイル開発は、射程の短い戦術ミサイル、中距離の戦域ミサイル、アメリカ本土に届く長距離のICBMの全てに及んでいる。それだけでなく中国はパキスタンや一部の中東諸国にミサイル及びミサイル技術を輸出しており、拡散懸念国の一つとみなされている。中国のミサイル輸出については、1980年代に輸出されたイランに対する「シルクワーム(Silkworm)・対艦ミサイル」が有名であるが、90年代に入ってからM-11ミサイルのパキスタン向け輸出が米中間の外交問題に発展した。中国はイランとシリアにもミサイルを輸出したため、一時期イスラエルとの関係が悪化した。1993年5月、中国はこの中東二国に対するミサイル輸出を停止する旨の合意をイスラエルと結んだため、この問題は一応収まっている。

1964年に核保有国となって以来、中国政府は「核の先制不使用」(no first use)を強調する核政策を展開してきた。「中国側が先に核兵器を使うことはない」とするこの核ドクトリンは、このような立場をとることを拒否するアメリカとは異なるものであり、中国はアメリカも同様な核政策を採用すべきであると主張してきた。しかし、その一方では、中国は一貫して核兵器の研究開発を続けてきており、1995年9月、核不拡散条約(NPT=The Nuclear Non-Proliferation Treaty)の無期限延長が決まった直後、中国は国内で地下核実験を強行し、国際世論の非難を浴びた。

中国の核兵器能力とアメリカ本土に届く弾道ミサイルの射程を勘案すれば、アメリカは中国の戦略核ミサイルの脅威に対して神経質にならざるを得ないはずであるが、アメリカの戦略コミュニティの中では中国の戦略核能力を正面から問題にする議論はあまり見受けられない。アメリカにはNPT体制下の核保有国(米、口、英、仏、中)は別格であるとする見方があるようで、既存の核兵器国の核能

力ではなく、まだ核兵器を持っていない第三世界の国々に核兵器が拡散することに関心が集中している。

1996年3月に台湾で行われた総統直接選挙を前後して、中国は台湾の北部と南部海域に向けて数次にわたりミサイル(M-9)を発射した。中国政府はこれを軍事演習として説明したが、その目的が台湾の対外政策に圧力をかけることにあったことは明白である。当時、クリントン大統領は「中国のミサイル試射は無謀な挑発行為である」と非難するとともに、米国第7艦隊の空母インディペンデンスと空母ニッツを台湾付近に派遣した。日本の橋本総理は、中国の演習に関して、「わが国の領海に極めて近い場所でもあり、万一の不測の事態も懸念している」と憂慮の念を明らかにした。

南西アジアに目を向けると、インドとパキスタンの間の軍事的緊張は両国のミサイル開発競争にそのまま反映されている。1962年に中国との間で起きた国境紛争が、インドの核兵器及び弾道ミサイルの開発を決定づけた。インドは、核兵器国である中国に対する強い対抗意識を持ち続けており、中国を核兵器国として受け入れたNPT体制に強い不満を表明してNPT条約への参加を拒否している。インドは1974年に核実験を行い、その後一貫して核兵器の研究開発を続けている。政治的決断を下せば、インドは短期間のうちに核兵器を生産配備できる能力があるといわれている。

インドが開発した弾道ミサイルは、「プリトビ(Prithvi)」と「アグニ(Agni)」の二種類である。プリトビはインド自慢の国産開発ミサイルで、射程は短いが、パキスタンには十分に届く。アグニは1989年に最初の試射が行われ、2500kmの射程は中国の南部に届く。積荷重量は約1トンで、核弾頭の搭載が可能といわれている。

1995 - 96年にかけて、インドはロシアから

ロケット・エンジンとその技術を購入しようとしたが、アメリカがロシアに圧力をかけ、この取引を中止させた。アメリカはインドに対しても、弾道ミサイルを含む大量破壊兵器の開発を中止するようたびたび外交的に働きかけているが、インドには現在の軍備管理体制は特定少数国の既得権に基づく不平等体制であるという確固とした信念があり、アメリカの呼びかけに応じる気配はない。弾道ミサイルについても、アメリカの中止呼びかけにもかかわらず、何度も発射実験を繰り返している。1996年の建国記念日には軍事パレードにミサイルを展示するなど、インドは独自の価値観と戦略に基づいた国防政策を展開している<sup>(4)</sup>。

パキスタンの弾道ミサイル開発は、インドの軍備増強に対抗したものである。パキスタンが保有している「ハトフ(Hatf)・ミサイル」は、技術的には中国のM-11ミサイルをベースにしたものであるといわれているが、確かなことは分っていない<sup>(5)</sup>。パキスタンの財政は決して余裕のある状態ではないが、パキスタン政府は長年にわたり宇宙ロケット開発に力を入れており、パキスタンの弾道ミサイル能力には侮れないものがある。パキスタンは核兵器の開発も進めているといわれ、政治的決断を下せば短期間のうちに生産配備できる能力があると見られている。インドとパキスタンはNPTに加入しておらず、両国の間にはカシミール問題を初めとして政治外交的に解決困難な緊張関係がある。

このようにアジアにおいては、弾道ミサイルの拡散傾向が顕著であり、しかも中東諸国への輸出(「中東コネクション」)を通じて、アジア地域を超えて世界の安全保障環境に影響を及ぼしている。イランは1980年代の対イラク戦争を通じて、北朝鮮との結びつきを深めた。イランが現在保有しているスカッド・ミサイルは、北朝鮮からの輸入及び技術協力によって得られたとの指摘がある<sup>(6)</sup>。そのイランは、中国からもミサイル技術の支援を受

けたといわれている<sup>(7)</sup>。イランが保有しているスカッド・ミサイルの射程は、300 - 400km程度に留まっているが、もし北朝鮮から射程1000kmのノドン・ミサイルが導入配備されたとすれば、イランのミサイルはイスラエルだけでなくサウジアラビアやトルコなどにも射程が届く計算になる。

## 2. 弾道ミサイルの脅威

弾道ミサイルの脅威の性格は、如何に規定すべきものであろうか。脅威の認識は国により人によって異なるものであり、一般化することはできない。既述のとおり朝鮮半島や台湾海峡では、この展開如何によっては地域紛争にエスカレートしてもおかしくないような緊張状態が生まれたが（二つの危機には弾道ミサイルが関係している）、安全保障問題に強い関心を持たない一般市民から見れば、そのような危機的事件も一過性のニュースとして記憶の片隅に追いやられているかもしれない。

安全保障の研究者から見た場合、弾道ミサイルの拡散問題には、戦略理論上、非常に厄介な課題が含まれている。アメリカやヨーロッパの国防専門家たちは、一つの設問に頭を悩ませ続けている。「湾岸戦争が起きたとき、サダム・フセインが実際に化学兵器を使用したとしたら、多国籍軍側の対応はどのように変化しただろうか」。結果的にはイラクは通常弾頭のスカッド・ミサイル攻撃を行っただけで、化学兵器は使用しなかったが、このことは第二次湾岸戦争が起きた時に、化学兵器の使用が再び自制されることを意味するものではない。また、次のような質問も、アメリカの国防責任者の頭にこびりついている。「もしイラクが湾岸戦争の勃発時点で核兵器を配備していたら、多国籍軍側はあのような協調的な連合作戦を展開できたであろうか」。湾岸戦争後の国連の調査によって、イラクの

核開発はあと数年先というところまで進んでいたことが分かった。イラクは生物兵器の開発も進めており、生物兵器は湾岸戦争時に既に保有されていたという<sup>(8)</sup>。

湾岸戦争当時は、イラク軍の戦力と多国籍軍側の戦力に圧倒的な格差があり、戦闘は短期間で終結した。しかし、あの時にイラクが大量破壊兵器を使用したら、多国籍軍、サウジアラビア、イスラエルが蒙った被害は甚大なものになったであろう。また、大量破壊兵器の使用如何は別として、イラクが大量破壊兵器を使用すると露骨な威嚇をしていたら、アメリカを中心にした多国籍軍の形成と協力が、あのような形で実現したかどうかも分からない。したがって、このような観点から見れば、弾道ミサイルの脅威はあまりに明白であり、アメリカを中心とする先進国としては、第三世界の地域紛争で弾道ミサイルが使用されないようにすることは至上課題になる。また、既に拡散してしまった弾道ミサイルに対しては、あらゆる手段を講じて、その脅威を減殺しなければならない。

問題は、大量破壊兵器と弾道ミサイルの組み合わせが、通常戦力の優劣を相殺する可能性である。イラクのフセインにとって、クウェート侵攻は自らの政権の継続性を賭けた「イチかバチか」の決断であった。長引く経済低迷を抱え、不安定な権力基盤に立つ国家指導者としては、一度クウェートに軍事侵攻した以上、その成果はあらゆるコストを払ってでも守り抜くだけの価値がある。実際、フセインは国連安全保障理事会の度重なる警告を聞き入れず、そのため多国籍軍の軍事攻撃にまでエスカレートした。フセインが大量破壊兵器を使わなかった理由は定かでないが<sup>(9)</sup>、問題はそのような結果論にあるのではなく、通常戦力では太刀打できない侵略者にとって、大量破壊兵器を使用する誘因は高いと考えられる点である。

湾岸戦争の時は、アメリカを中心に世界の

先進国が団結したが、将来、同様な地域紛争が再発した時の先進国側の対応は、敵対国の大量破壊兵器の使用可能性によって左右されよう。アメリカの軍事戦略の専門家キース・ペイン (Keith Payne) は、第三世界の秩序破壊者にとって、弾道ミサイルの戦略的価値は「抑止と強制」(deterrence and coercion)にあると指摘している<sup>10)</sup>。彼は、将来、隣国を軍事侵略した第三世界の指導者が、大量破壊兵器の脅威を前面に押し出して、アメリカその他の国の軍事介入を牽制するリスクを重視している。ペインが懸念するように、アメリカ側が、大量破壊兵器の攻撃を受けてまで被侵略国を助ける価値はないとして介入を思い留まり(「抑止」)、結果的に第三世界における軍事侵略が既成事実として受け入れられてしまう可能性(「強制」)は小さくない。

ペインが描いた抑止と強制のロジックの構図は、決して新しいものではなく、冷戦時代から引き継がれた議論が背景にある。冷戦中の米欧の核戦略は、ソ連の軍事侵攻を断念させるための手段であった。西欧諸国にとっては、自らの劣勢な通常戦力を補い、アメリカとの戦略的一体性を確保するための切り札であった。核兵器の威嚇効果を利用していたのは、アメリカを初めとする西側先進国であった。冷戦後は、第三世界の秩序破壊国の核兵器にアメリカ側が威嚇されるかもしれない。第三世界の指導者が、アメリカやその同盟国に対していきなり核威嚇を行う可能性は小さいとしても、湾岸戦争の時のイラクのように、自国が多国籍軍に武力攻撃される立場に置かれた時は、核兵器使用の威嚇をかけて多国籍軍の攻撃を抑止することを考えても不思議ではない。単なる言葉の威嚇に留まらず、実際に大量破壊兵器の使用に踏み切る可能性も否定できない。

戦略のロジックから見てさらに問題なのは、第三世界の紛争と「拡大抑止」(extended deterrence)との関係である。冷戦後のアメ

リカの拡大抑止戦略は、同盟国に対するソ連の軍事侵攻は東西両陣営を巻き込む全面核戦争に発展するという想定に基づいていた。拡大抑止は冷戦中の西欧諸国にとって、矛盾と摩擦を含む困難な戦略課題であり、米欧諸国は拡大抑止の信頼性に疑問と悩みを持ち続けた。しかし、今日振り返れば、冷戦期の拡大抑止にはそれなりの説得力があった。少なくともソ連から見た場合、西欧諸国にはアメリカの核兵器が多数配備され、西欧諸国との軍事衝突においてはアメリカとの核戦争の可能性を考えざるを得なかった。日本には核兵器は配備されていなかったが、日米安保体制の下に様々な防衛協力が進展していた。したがって、ソ連が日本のみをターゲットとして、外交的・軍事的圧力を加えることは困難な状況にあった。

冷戦後の戦略環境は様変わりしている。拡大抑止を取り巻く条件も冷戦期と同じではない。第三世界の地域紛争を抑止するために、アメリカが同盟国にいかなる拡大抑止を提供していくかという問題には、まだ明確な答えが出されていない。仮にアメリカが今後もその同盟国や友邦国に拡大抑止を提供していく政策が固まったとしても、そのような防衛コミットメントの信憑性は冷戦期と同じではない。何故なら、冷戦期の時と異なり、冷戦後のアメリカの同盟国との関係は、「一連托生」の関係にはなっていないからである<sup>11)</sup>。

このように考えれば、第三世界に広がる弾道ミサイルの拡散は、この問題に最も積極的に取り組んでいるアメリカよりも、むしろ日本のようなアメリカの同盟国が、より真剣に対処すべき軍事的脅威と考えるべきかもしれない。第三世界の弾道ミサイルの射程はまだ限られており、アメリカ政府はアメリカ本土の国民を弾道ミサイル攻撃から守る緊急の必要はない。問題はアメリカには届かないが、日本には届く射程のミサイル(例えば北朝鮮のノドン・ミサイル)であり、このようなミ

ミサイルの存在に対して、冷戦時代から持ち越されたアメリカの拡大抑止がどの程度の信憑性を持っているかが問われるべきではないだろうか。

### 3. 脅威への対応 - 軍備管理アプローチ

弾道ミサイルの軍備管理については、弾道ミサイルの開発保有自体を規制する軍備管理条約のようなものはないが、ミサイル一般の拡散を防止する目的で先進国が協力しあう「ミサイル関連技術輸出規制」(MTCR=Missile Technology Control Regime)がある。MTCRはアメリカがイニシアティブを發揮し、先進7カ国間の合意を得て1987年に発足した<sup>12)</sup>。

MTCRの参加国は、ミサイル本体およびミサイル関連技術に関して輸出規制のためのガイドラインを定めている。現存するミサイルとミサイル技術が、今以上に第三世界に流れていかなないように輸出を規制することがMTCRの目的である<sup>13)</sup>。

当初、MTCRの規制対象、核弾頭搭載予定の弾道ミサイル及び巡航ミサイルとされ、射程が300km以上、弾頭搭載能力が500kg以上のミサイル及びその関連技術の輸出を禁止するところから始まった。その後、湾岸戦争の経験をつうじて、核ミサイルのみならず化学兵器や生物兵器を搭載したミサイルの脅威が再認識され、1993年1月、射程、搭載能力などの面で限定せず、大量破壊兵器の搭載可能なすべてのミサイル及び関連技術が規制対象になった<sup>14)</sup>。

MTCRでは「装備・技術附則」(Equipment & Technology Annex)が定められており、この附則はさらに第一カテゴリーと第二カテゴリーに分かれている。第一カテゴリーは、ミサイル本体、ミサイルのコンポーネント、ミサイル関連の兵器技術であり、これらの輸出は厳しく禁止される。第二カテゴリーは汎用製品及び汎用技術であり、これらは最終的に

ミサイルとして兵器化されないと判断される場合に限り輸出が許される。MTCRは常設の機関になっていないが、一年に一度、「政策グループ会合」が開かれており、1991年3月には東京で開催された。

1987年に発足した時のMTCRの参加国は先進7カ国であったが、過去10年間の間に参加国が徐々に増え、本稿の執筆時点では29カ国に達している。冷戦時代に弾道ミサイルの拡散競争を続けたアルゼンチンとブラジルは、MTCRの参加国になった。また、ロシアや南アフリカのような弾道ミサイル開発国も冷戦後にMTCRに参加し、この点ではMTCRの場における輸出規制体制には歓迎すべき改善が見られる。しかし、中国や北朝鮮など、冷戦後に注目される拡散懸念国はまだMTCRの参加国になってはいない。

現在、参加国問題として論議の対象になっているのはウクライナである。ウクライナはMTCRに参加する意志を表明しているが、その一方では冷戦時代に形成されたミサイル生産施設の維持に執着する姿勢も見せている。このため、MTCRへの参加を認めるべきか否か、関係国の間で意見が分かれている<sup>15)</sup>。

MTCRのガイドラインは、参加国が独自に進めている宇宙開発については干渉しないとの立場をとっている。実際には、ミサイル技術は汎用技術や宇宙開発技術と密接に関連しており、民生用技術や平和目的の宇宙開発を通じて、自然に弾道ミサイルの開発能力が高まって行くのを止めることはできない。そもそも国家の安全保障のためにいかなる兵器体系を持つかは、その国の主権の範囲に属することであり、軍備管理が果たす役割には必ずから限界が存在するのである。

MTCRは先進国を中心とする多国間の輸出規制レジームであるが、実際にMTCRの規制を最大限に活用している国はアメリカであり、MTCRを梃子にしたミサイル輸出の規制は、アメリカの二国間外交を通じて実践され

ている。その具体例として、アメリカの対ロシア政策と対中国政策の展開を見てみよう。

ロシアに対するアメリカの働きかけは、冷戦が終わってから積極的になった。当初、ロシアはアメリカの政策には協力的ではなかった。例えば1993年6月には、予定されていたロシアのチェルノムイルジン首相の訪米がミサイル問題を理由に延期された。アメリカは、ロシアがインドに売却しようとしているロケットエンジンがミサイル用に使用されるおそれがあるとして懸念を表明していたが、米中間でこの問題についての意見調整ができなかったことが原因であった。

しかし、冷戦後、アメリカとの協調路線を重視するロシアは、ミサイル輸出問題に関しても柔軟な姿勢に転じた。1993年7月、ロシアはインドに対するロケット・エンジン輸出計画を凍結し、アメリカはロシア企業への制裁措置を実施しないことを約束した。94年1月には、米ロ首脳の間で、「大量破壊兵器とミサイルの不拡散に関する覚書」が調印され、ロシアはアメリカの不拡散政策に歩調を合わせるようになった。95年10月、ロシアはMTCRの正規の参加国になった。

このようにロシアに関しては、MTCRを梃子にしたアメリカの不拡散政策は一応の成果を生んだが、これによってロシアが拡散懸念国リストから外されたわけではない。アメリカとの二国間関係においては、ロシアの政策コミットメントは確保されたが、ロシア政府が実施する輸出規制政策が実際にどの程度の効果をもたらすかは別の問題である。冷戦後のロシア社会は経済的混乱が続いており、核分裂性物質の密輸や不法取引など、拡散問題を悪化させるニュースは少なくない。核科学者やミサイルの技術者が、第三世界の政府に引き抜かれる可能性（「頭脳流出」）についても、懸念は消えていない。

中国に対するアメリカの不拡散外交は、一進一退をくりかえしている。台湾問題や中国

国内の人権問題など、米中間に横たわる様々な懸案が、ミサイル輸出規制問題における両国間の協力を妨げている。

1991年11月、アメリカのペーカー国務長官が中国を訪問した時には、中国政府はMTCRガイドラインを順守する旨を表明し、米中関係は好転したように見えた。アメリカは、中国がそれまでパキスタンに行っていたM-9及びM-11ミサイルの輸出が停止されるものと判断し、この時まで続けていた中国に対する制裁措置を解除した。92年2月、中国はMTCRに参加する意図を公式に表明した。

しかし、1993年5月になると、アメリカの国務省スポークスマンは、中国がMTCRのガイドラインに反して、パキスタンにミサイル部品を輸出したと中国を非難し、再び米中間に摩擦が生じた。アメリカ政府の指摘に対して中国側は、「パキスタンにミサイル部品を輸出したことはない」と反論し、「MTCRガイドラインを守る立場に変化はない」との立場を示した。事実関係に関する水掛け論が続く中、93年8月、アメリカは中国のMTCRガイドライン違反は間違いないとし、中国とパキスタンの両国に対し米国内法に基づく制裁を実施した。

1994年10月に行われた米中外相会談の際、クリストファー米国務長官と銭中国副首相兼外相は、中国のMTCRガイドライン順守を条件として、中国に科していた制裁措置の解除に合意した。しかし、95年6月に台湾の李登輝総統の訪米をアメリカ政府が認めるや、中国政府の態度が硬化し、ミサイル輸出規制に関する信頼・協力関係は再び不安定なものになった。

ミサイル輸出問題は、米中関係の懸案として今日まで引き継がれている。MTCRガイドラインを守るといふ中国政府の姿勢は一貫しているが、中国政府のいうガイドラインは1987年の時点で定められたものであり、1993年に改訂された現在のガイドラインではな



い。また、ロシアと異なり中国はMTCRの正規の参加国になってはいない。

このようにアメリカが中心となって、先進国の輸出規制の協力を通じたミサイル拡散防止の努力が払われているが、この種の軍備管理アプローチには必ずから限界があると安全保障の専門家たちは見ている。MTCRは参加国間のゆるやかな協力以上のものではなく、ある国がMTCRのガイドラインに違反しても、他の参加国から非難を受けるだけに留まり、違反国に対して制度的な制裁措置を課せられる仕組みにはなっていない。また、インドを中心に他の第三世界の国々がしばしば指摘するように、MTCRは先進国が自分たちのミサイル技術が途上国に渡るのを防ぐ一種のカルテルであり、差別性を持つ点において普遍的な制度になりにくい側面がある。

#### 4．脅威への対応 - 軍事的措置

1993年9月、クリントン大統領は国連総会で演説し、大量破壊兵器の拡散が冷戦後の最も重要な国防政策課題であると述べた。大統領は大量破壊兵器の拡散を阻止するため、核分裂性物質の規制や核実験の全面禁止を初め、多数の政策課題を提示し、アメリカがこの問題の解決に向かって、イニシアティブを発揮していく決意を表明した。

1993年12月、(当時の)アスピ国防長官は全米科学アカデミーで演説し、クリントン大統領が強調した大量破壊兵器の拡散を阻止するために国防総省が実施する「拡散対抗政策」(Counterproliferation)を明らかにした。拡散対抗政策の内容は、その後に出された国防総省の『国防報告』でも紹介され、クリントン政権の国防政策の支柱として位置づけられている<sup>16)</sup>。

拡散対抗政策の内容は、「予防手段」(prevention)と「防護手段」(protection)の二つに大別される。予防手段の中には、大量

破壊兵器の開発保有を止めさせるための様々な外交政策(説得外交、経済援助の活用、経済制裁の実施等)が含まれており、前述したMTCRのような輸出規制策はこのカテゴリーの中に入る。防護手段は、国防総省が中心になって推進すべき課題とされており、いくつかの軍事的措置が検討され、実際に予算がつけられている。弾道ミサイルの脅威に直接的な関連を持つものとしては、次の四つが重要であると考えられる。

第一は、危機時あるいは地域紛争が起きた時に、ある国が大量破壊兵器の使用に踏み切ることを思い止まらせるための「核抑止力」の維持である。核抑止戦略は、冷戦時代を通じてアメリカの軍事戦略の支柱に置かれていた。冷戦後は米口間の核軍縮に進展が見られ、アメリカは冷戦期のように核兵器の威嚇効果を声高に論じることはなくなった。

しかし、だからといって抑止力としての核兵器の役割が消えたのではない。冷戦後のアメリカは露骨な表現は控えているものの、アメリカ政府の国防政策の中では核抑止の考え方は依然として残っている。1994年9月にクリントン政権が公表した「核態勢見直し」(Nuclear Posture Review)は、冷戦後のアメリカの核政策を現わしたものであるが、そこでは核軍縮の推進とともに核抑止を継続する考え方が示されている<sup>17)</sup>。その後の『国防報告』においても、「核抑止力は依然としてアメリカの国防政策の支柱であり、アメリカは冷戦後も必要十分な核戦力を維持していく」との政策が確認されている<sup>18)</sup>。

第二は、地域紛争の展開過程において、第三世界のある国が大量破壊兵器を使用しそうになった時、アメリカ側がその国の軍事基地に対して行う「対兵力打撃」(counterforce)である。敵対国の軍事力、特に大量破壊兵器およびその関連施設に対する爆撃によってその軍事的脅威を無力化し、地域紛争に介入した米軍およびその同盟国を敵対国の攻撃から

守る。弾道ミサイルを早期に発見し、これを無力化するための爆撃能力の強化が重要な課題になっている。湾岸戦争中、アメリカはイラクのスカッド・ミサイルを緒戦において全滅することができず、このミサイルの発射によってアメリカ側は重大なダメージを蒙ったのである<sup>19</sup>。

第三は、「消極防衛」(passive defense)と呼ばれるものであり、これは大量破壊兵器の攻撃を実際に受けた時に、その被害の程度をできるだけ小さくする対抗措置である。具体的には化学兵器攻撃を受けた時の防護措置(防毒マスクや医療対策)、化学兵器効果の洗浄などである。生物兵器にも同様の措置が講じられるが、防護対象が生物であることから、強力なワクチンや解毒剤などの開発が主な対抗措置になる。核攻撃に対しては放射線対策などの可能性が研究開発中といわれるが、核兵器の破壊効果は桁違いに大きいため、一度核爆発が起きた時に、その効果から人体ないし味方の軍事基地・兵器体系を守る有効な方策は見出しにくいのが現状である。

第四は、「弾道ミサイル防衛」(BMD = Ballistic Missile Defense.)であり、これにはアメリカ本土を第三世界からの弾道ミサイル攻撃から守る「米国本土防衛」(NMD = National Missile Defense)と、アメリカの同盟国を弾道ミサイル攻撃から守る「戦域ミサイル防衛」(TMD = Theater Missile Defense)の二つがある。弾道ミサイル防衛の技術的背景になっているのは、1980年代にレーガン政権が推進した「戦略防衛構想」(SDI = Strategic Defense Initiative)である。SDIはその後ブッシュ政権時代に「限定ミサイル攻撃へのグローバル防衛」(GPALS = Global Protection Against Limited Strikes)に修正され、クリントン政権になってからさらに変更されてTMD計画となった。クリントン政権(民主党)の弾道ミサイル防衛計画は、当初、TMDを中心に進展したが、共和党からNMDの推進を求める声が浮上し、

TMDとNMDの優先順位をめぐる議論が議会を中心に続けられている。

以上の四つの軍事的措置は、いずれも弾道ミサイル脅威に対する重要な対策であるが、その中で最も重要かつ論争的なものはBMDである。第三世界の弾道ミサイルの射程は、年々伸びてきているが、アメリカ本土に戦略的脅威を与える段階に達するまでには相当の年月がかかると見られている。当面の課題としては、NMD(米国本土防衛)よりも、アメリカの同盟国に対する第三世界の弾道ミサイル脅威に対処するTMDの方が緊急性が高いと見るのが一般的な見方であり、日本の防衛政策上の検討課題とされているのもTMDである。そこでTMDの内容と問題点などについて、やや詳しく論じてみたい<sup>20</sup>。

TMDはアメリカの同盟国に向かって飛んでくる弾道ミサイルを、飛翔途中で迎撃する防御システムである。湾岸戦争ではイラクのスカッド・ミサイルをパトリオット・ミサイルが迎撃した光景が注目を集めたが、TMDはパトリオットの改良(PAC-3)を含め、より高度な防御システムを開発する計画である。中距離から長距離の弾道ミサイルを高い高度(大気圏外を含む)で迎撃する地上発射の「戦域高高度広域防衛システム」(THAAD = Theater High-Altitude Area Defense)や、海上発射の「海軍戦域防衛システム」(The Navy's AEGIS-based Wide-Area Defense)など、多数のシステムが検討されている。

弾道ミサイルの最高速度は毎秒3キロに達し、それを迎撃ミサイルで打ち落とすことは、ピストルから発射された弾丸を別のピストルの弾丸で撃ち落とすようなもので、技術的には相当の困難が予想されている。

TMD計画はクリントン政権の国防政策の最重要プロジェクトとして位置づけられ、巨額の前算を見込んで鳴り物入りでスタートした。だが、その後の進展は必ずしも順調とはいえない。その理由としては次の諸点を指摘

することができる。

第一は、技術的フィージビリティの問題であり、巨額の開発資金にもかかわらず、有効な防御システムを構築することは非常に困難であることが、THAADを初めとするTMDシステムの幾つかの実験によって確認された。アメリカは当初のTMD計画を一部修正するなど、防御システムの開発計画そのものに変化が見られる<sup>21)</sup>。

第二は、米口間の弾道弾迎撃ミサイル(ABM = Anti-Ballistic Missile) 制限条約との関係が問題点として指摘されたことである。TMD計画中の一部のシステムが、ABM条約に抵触するとしてアメリカ国内で論議を呼んだ。クリントン政権はロシアとの二国間交渉によって問題の解決を図り、一定の成果を得たが、TMDはABM条約を重視する立場の軍備管理論者から批判を受け続けており、ABM条約の存在がTMD推進にとってブレーキとして作用した側面がある。

第三は、アメリカが当初期待していた同盟国の参加と支持が得られなかったことである。アメリカはTMD計画を打ち出した時、北大西洋条約機構(NATO = The North Atlantic Treaty Organization) や日本などの同盟国に参加を呼びかけた。日本に対しては、1993年11月に訪日したアスピ国防長官(当時)から日本の協力の可能性について打診があった。NATO諸国も日本も、弾道ミサイルの脅威を強調するアメリカの立場は理解しているものの、TMDシステムの技術的フィージビリティや費用効果に関する評価は非常に慎重であった。アメリカとの協議は継続されているが、協同開発や配備までは踏み切っておらず、TMD開発に関わる同盟国間の協力は足踏み状態が続いている。

第四は、アメリカ政府内部に、弾道ミサイルの脅威認識に関するコンセンサスが崩れたことである。クリントン政権が拡散対抗政策を打ち出した時は、湾岸戦争の記憶もまだ鮮

明であり、北朝鮮の核開発疑惑への対処という目前の課題があった。北朝鮮問題が一段落した1995年頃になると、弾道ミサイルの拡散に対する危機意識が緩和し、アメリカの情報機関の中にはミサイル脅威を低く見る人々も出てきた。1995年11月、中央情報局(CIA = The Central Intelligence Agency) 長官に直属する国家情報会議(NCI = The National Intelligence Council) が提示した報告書は、「今後15年間、アメリカ本土に直接的な弾道ミサイル攻撃の脅威を及ぼす国は現れそうにない」とする非常に楽観的な見積もりを示した。「国家情報見積もり95-11」(NIE = National Intelligence Estimate 95-11) と呼ばれるこの報告書はアメリカの国防コミュニティに波紋を投げかけ、議会を中心にして弾道ミサイル脅威を如何に規定するかをめぐり、激しい対立と論争を引き起こした<sup>22)</sup>。国家情報会議の見解は、必ずしもアメリカの情報機関全体の意見を代弁するものではないが、このような意見分裂が生じたことは、弾道ミサイル問題には曖昧さと流動性がつきまとっていることを意味している。

このようにTMDの前途は多難であるが、それにもかかわらず弾道ミサイル脅威への重要な対抗策であることに変わりはない。他の軍事的対抗手段も重要であるが、それぞれ限界を持っている。核抑止については、既に論じたように、冷戦期の核抑止論が冷戦後の第三世界で通用するかどうかという不安がある。対兵力打撃については、敵対国側もミサイルを移動式にしたり、地下の格納庫に配備するなどの生き残り策を講じるため、撃ち洩らしの可能性が残る。消極防衛はあくまで次善の事後対策に過ぎず、そのような対策が必要となる前に敵対国の大量破壊兵器を無力化するに超したことはない。したがって、核抑止が崩れ、対兵力打撃によっても無力化できなかった弾道ミサイルが、アメリカの同盟国に着弾する前に迎撃するTMDシステムが、

最も重要なミサイル対抗手段になるのである。

#### 4. 日本への含意

日本の防衛政策の観点から見た場合、弾道ミサイルの拡散はどのような意味を持っているのだろうか。また、日本はこの問題に如何に対応しているのだろうか。

冷戦時代の日本は、当時のソ連が極東に配備したSS-20と呼ばれる弾道ミサイルへの対応に苦慮した。非核政策を国是とする日本には、西欧諸国が行ったような核軍備の強化によってソ連に対抗するような選択肢はなかったからである。1980年代に行われた米ソ間の中距離核兵器（INF = Intermediate-Range Nuclear Forces）の制限交渉において、日本はアメリカとNATOの立場を外交的にサポートし、極東に配備されたSS-20を含め、グローバルなINF全廃を求めた。結果的にはINF交渉が成功裏に妥結し、87年12月にINF条約が成立して日本の外交目的は達成された<sup>23</sup>。

冷戦後は、北朝鮮がわが国に届く射程の弾道ミサイルの開発と試射を行っていることが、日本の防衛政策上の新たな懸念として指摘されている。北朝鮮の核開発疑惑が浮上した時は、日本政府はアメリカと北朝鮮の間の二国間交渉に着目し、アメリカの対北朝鮮外交を側面から支援した。米朝交渉は1994年10月に「枠組み合意」となって妥結し、これを受けて95年3月には「朝鮮半島エネルギー開発機構」（KEDO = The Korean Peninsula Energy Development Organization）が発足した。KEDOは、北朝鮮の軽水炉転換と北朝鮮に対する重油供給のための国際組織であり、日本は資金その他の面でこのKEDOに協力する政策を推進している。

「枠組み合意」とKEDOの成立は、北東アジアの大量破壊兵器の拡散を食い止める上で、一つの大きな前進であった。しかし、核

開発疑惑が一応収束したとしても、その運搬手段である弾道ミサイルの生産と配備が続いていることを忘れることはできない。だが、北朝鮮のミサイル開発政策に対して日本がとり得る外交政策上の選択肢は限られている。当面は、アメリカが北朝鮮を相手に取り組んでいるミサイル協議の進展を側面から支援することが日本の対応になるであろうが、日本が独自に北朝鮮に対して及ぼす影響力はさほど大きなものではない。日本は北朝鮮と国交がなく、日朝間の国交正常化交渉も難航が予想されている。

日本は武器輸出三原則を守ってきており、兵器の輸出を自粛している。したがって、建て前としては日本の輸出政策が海外から非難される理由はないが、実際には日本の民生用品及び汎用技術が兵器拡散の温床になるケースもあり、この点に関して細心の注意を払う必要がある<sup>24</sup>。

冷戦後、日本が特に配慮を示すようになった分野に政府開発援助（ODA = Official Development Assistance）がある。1992年、日本政府はODA大綱を公表し、その中でODA四原則を提示した。この四原則では、(2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避及び(3) 途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発、製造、武器の輸出入等の動向への注意が触れられている。この日本のODA政策は、日本が供与している円借款などの経済協力によって、「大砲かバターか」の選択に悩んでいる第三世界諸国の財政困難が緩和され、それが結果的に大量破壊兵器の開発を促進することになるのではないかという不安に配慮したものである。

1993年5月に中国が核実験を行った後に訪中した日本の村山総理は、中国政府に対して核実験に抗議する日本の立場を伝え、中国に対して行われていた無償資金援助を圧縮する方針を明らかにした。これに対して中国政府は、「経済協力と政治問題を結びつけ、中国

政策に圧力をかけることには納得できない」と強い反発を示した<sup>25</sup>。ODAを外交政策の手段として使う日本のアプローチが、大量破壊兵器の拡散阻止にどの程度の効果を発揮するかどうかは分らない。しかし、世界一の援助大国日本としては、日本の経済協力が第三世界の戦略環境を悪化させないように十分な配慮を示すことは当然であり、この政策自体は妥当なものと考えられる。

ミサイル拡散への日本の対応策の中で、最も重要なものは日米安保体制下における対米協力であろう。日米両国は冷戦後も日米防衛協力を維持する政策を再確認しており、大量破壊兵器の拡散問題への共同対処もその中に含まれている。1991年12月に行われた日米首脳会談では、軍縮協調に向けた6原則を提示した<sup>26</sup>。96年4月に行われた日米首脳会談では、冷戦後の日米安保体制のあり方を提示した「日米安保協同宣言」が出され、そこでも大量破壊兵器の拡散問題に対して両国が緊密に協力していくことが強調されている<sup>27</sup>。

日米が協力できる分野は幅広く、前述の対北朝鮮政策はもちろんのこと、MTCRや他のマルチの軍備管理レジームにおいても日米の協力は重要な意味を持っている<sup>28</sup>。ここでは日米間の緊密な協議が必要と考えられる二つの重要課題として、TMDと拡大抑止について触れておきたい。

TMD問題について議論する前に、まず踏まえるべき事実は日本周辺には弾道ミサイルを配備している国が現にあることと、理由は何であれ（例えば誤情報によって偶発発射が行われるという可能性もある）その弾道ミサイルが日本に飛んできた時に、日本にはそれを迎撃するシステムが何も存在しないということである。さらに、日本の現在の兵器体系と防衛技術では、わが国独自でTMDシステムを構築することはできないという現実である。したがって、最終的な対応如何はひとまず棚上げするとしても、アメリカのTMD計

画の推進は日本の防衛政策にとって非常に重要な戦略的含意があると見るのが妥当であろう。日本に対する弾道ミサイルの脅威の分析は勿論のこと、その弾道ミサイルの脅威を無力化できる防御システムの技術的フィージビリティについて、日本はアメリカと緊密な協議を続けるべきである。

アメリカは、日本と在日米軍基地を弾道ミサイルの脅威から守るTMDの開発を、日米共通の安全保障課題として位置づけている。実際にはTMDに対する日米協力は、日米二国間の枠を超えて、アメリカの東アジア戦略及びグローバル戦略に貢献する側面もあると考えられる。北朝鮮や中国の弾道ミサイル開発を前に、アメリカは在日米軍基地だけでなく東アジアの米軍の防護にも神経を使っている。弾道ミサイルは中東地域にも拡散しており、第二次湾岸戦争の可能性に備えるアメリカにとって少なからぬ負担になっている。巨額の資金と最先端技術を要するTMD計画に、実質的な協力を行える国は非常に限られている<sup>29</sup>。

アメリカ政府の熱い期待にもかかわらず、日本政府の対応は極めて慎重であり、TMD計画に対する明確なコミットメントは本稿執筆時点まで留保されたままである<sup>30</sup>。その理由の一つは、TMDシステムの開発費用が巨額なことである。TMDが導入されれば、日本で投入される予算は二兆円を超すともいわれている。もう一つの理由は、TMDの費用効果であり、巨額の資金を投じて開発したTMDが、防御システムとして実際にどの程度のパフォーマンスを示すかどうかに関し、日本政府はアメリカの開発計画の進捗状況を見ながら慎重に判断しようとしている。

日米政府の立場にはそれぞれの理由と事情があるが、注意すべきはアメリカの国防関係者の意識が次第に内向きになってきていることである。TMDが打ち上げられた当初のアメリカは、第三世界の地域紛争に対してアメ

リカが積極的に関与する姿勢を示していた<sup>61)</sup>。もし前述したNIEをめぐるアメリカ国内の論争が、アメリカの国防政策の優先順位が、同盟国や友邦国の防衛からアメリカ本土の防衛の方にシフトしていることを示すものであるなら、日本のようなミサイル脅威に対して脆弱な国家が受ける影響は重大である。

日本の防衛政策上、問われるべきもう一つの問題は、日本が入っているアメリカの核の傘である。非核国家日本は、冷戦時代を通じて、核の脅威に対してはアメリカの核抑止力に依存するという政策をとってきた。この政策は冷戦後も変わらない。冷戦後の日本の防衛政策として1995年11月に提示された新防衛大綱においても、この点に関しては20年前の旧大綱とまったく同じである。

冷戦後に残った旧ソ連の核兵器については、核兵器の安全管理や核技術の流出という新しい問題が生まれている。北朝鮮の核能力の不透明性は、米朝間の「枠組み合意」後も完全に解消しておらず、弾道ミサイル問題も未解決のままである。このような戦略環境の変化にもかかわらず、核の傘（拡大抑止）に関する日米の姿勢には冷戦時代との相違が見受けられない。

日本は非核三原則を国是としているから、周辺諸国の核ミサイルに対してアメリカの核抑止力に頼る以外に現実的な対抗策がない（TMDは重要な対策の一つであるが、まだ開発配備段階まで進んでいない）。戦略理論的に考えれば、「冷戦後の核脅威に対して、アメリカの核の傘は有効なのか」というような問題提起がなされて当然であるが、わが国ではこのような戦略論議は手つかずの状態におかれている<sup>62)</sup>。一般市民はもちろんのこと、防衛問題の専門家の間でもこの核拡大抑止の問題が正面から議論されることはほとんどない。

その理由の一つは日本国内に依然として根強い核アレルギーに求められようが、理由は

それだけではないと思われる。拡大抑止の問題は日米の防衛専門家の間でも、非常にセンシティブな問題として認識されている。拡大抑止とは、「日本が核兵器その他の脅威を受けた時には、アメリカはアメリカの核兵器を使ってでも日本を守るといふ」という防衛コミットメントに他ならない。そのような平時の宣言政策が、危機時あるいは有事においてどのような信憑性があるかという問題は、扱い方を一つ間違えば日米同盟に不信と摩擦をもたらす非常にデリケートな問題なのである。

にもかかわらず、冷戦後も日米安保体制を維持し、日米間の防衛協力を進める両国にとって、拡大抑止の問題は戦略論議の枠外に追いやることはできない。日本にTMD計画への協力を求めるアメリカは、有効な防御システムが実際に開発配備されていない状況が続く間は、日本に対する核のコミットメントに責任を持たなければならない。TMDへのコミットメントを先送りしている日本にとっても、核攻撃に対する脆弱性を克服できない以上、アメリカの核拡大抑止の信頼性を維持することは不可欠であり、この問題を棚上げすることはできないのである。

## 終わりに

以上の論述が示すように、弾道ミサイルの拡散問題は非常に幅広いスペクトラムを持っている。軍備管理アプローチから軍事的アプローチまで、検討すべき政策課題は多々あるが、決め手となるものはない。我々に出来ることは、平時の外交政策から有事の軍事的対応まで、考えられる手段を可能な限り追求し、全体としての拡散阻止効果を狙うこと以外にはない。

その際に配慮すべきは、個別の政策の間に互いに齟齬をきたさないことである。一般的な傾向として、軍備管理的アプローチを重視

する人々は軍事的アプローチを嫌い、その逆もまた真である。NPTやMTCRなど、既存の制度的枠組みを大切に考える人々は、TMDや対兵力打撃などの軍事的対抗手段は、いたずらに国家間の緊張を高め、軍拡競争を加速するとして反対することが多い。一方、軍事的手段を重視する人々は、自発的な同調を前提とする軍備管理アプローチの限界を強調し、抑止が崩れた後の対処手段の不可欠さを訴える。しかし、二つのアプローチは本来は相互に補完しあうべきものであって、互いに相手を排除するものと考えべきではない。

また、日米両国間の防衛協力についても、協力のプロセスにおいて、日米同盟の信頼性が損なわれないように十分な配慮が求められる。TMDにせよ、核の傘の問題にせよ、目的は地域の平和と安定に資することである。大量破壊兵器の拡散問題を考える時のアメリカには、日本に対する期待と不安が共存している。拡散対抗政策を説明するクリントン政権の報告書を見ると、「同盟国の積極的協力は拡散対抗政策の重要な前提になっている」と書かれている<sup>33)</sup>。しかし、同じ報告書では、「現在のアメリカの同盟国（日本を含む）も、アメリカとの同盟関係がなければ、将来、大量破壊兵器の保有国になる可能性もある」との認識も示されているのである<sup>34)</sup>。すなわち、大量破壊兵器の拡散問題は、ある意味では現在の同盟国間の協力を継続させる接着剤にもなっているのである。日米間の防衛協力が円滑に進まない場合は、この接着剤が新たな摩擦をもたらすことにもなりかねない。いずれにせよ、弾道ミサイルの拡散は予見し得る将来、世界の安全保障課題の中心をなす重要なイシューであり続けることは疑いなく、日米を初めとする先進国はこの問題に対して真剣に取り組んでいかなければならない。

(了)

(1997年10月15日)

- 1 アメリカには弾道ミサイルの拡散問題を論じた文献は非常に多い。その代表例として国防総省の次の報告書を掲げておく。Office of the Secretary of Defense, *Proliferation: Threat and Response*, April 1996.
- 2 防衛庁編『日本の防衛』(平成9年版)
- 3 『朝日新聞』1994年12月13日(朝刊)
- 4 ただし、1996年にインド政府は突然アグニ計画を中断すると発表した。この政策変更の理由が何かについてはよく分からない。
- 5 中国とパキスタンの間のミサイル取引を指摘したものとして、次を参照。Douglas Jehl, "China Breaking Missile Pledge," *The New York Times*, 6 May 1993. R. Jeffrey Smith, "China Linked to Pakistani Missile Plant," *The Washington Post*, 25 August 1996.
- 6 *Jane's Intelligence Review - Special Report* No. 6, 1995.
- 7 *Ibid.*
- 8 第二次世界大戦中、「オーバーロード作戦」でヨーロッパ救出に成功したアイゼンハワー連合軍最高司令官(元米国大統領)は、「ドイツのミサイル開発があと6ヶ月早かったら、アメリカの作戦は非常に困難になったであろう。不可能になったかもしれない」と述懐している。Quoted in Keith Payne, "Post-Cold War Deterrence and Missile Defense," *Orbis*, Spring 1995.
- 9 一説には、化学兵器の使用はアメリカの核攻撃を招くと考えたフセインが自重したといわれるが、真相は定かでない。
- 10 Prepared Statement of Keith Payne, *Hearing before the Committee on Armed Services, United States Senate*, One Hundred Fourth Congress, First Session, January 24, 1995, mimeo, p. 11.
- 11 冷戦期の米欧の核抑止戦略は、ヨーロッパで東西戦争が起きた時は、西欧に配備されていた中距離核兵器によってアメリカ本土を巻き込む「無理心中型」の戦略体制によって支えられていた。日本は非核三原則を採用していたため、日米の対ソ抑止戦略は、欧米のような明示的な核抑止体制にはなっていなかったが、日本政府はNATOとの戦略的一体性を強調することによって、西側の抑止体制の一翼を担っていた。
- 12 MTCRの経緯と問題点については、Aaron Karp, "Controlling Ballistic Missile Proliferation," *Survival*,

- November/December 1991.
- 13 最近のMTCRの動向については、*SIPRI Yearbook 1997*, Oxford University Press 1997.
- 14 Marc Dean Milliot, "Facing the Emerging Reality of Regional Nuclear Adversaries," *The Washington Quarterly*, Summer 1994.
- 15 Gary Bertsch and Victor Zaborisky, "Bringing Ukraine Into the MTCR: Can U.S. Policy Succeed?" *Arms Control Today*, April 1997.
- 16 Office of the Deputy Secretary of Defense, Report on Nonproliferation and Counterproliferation Activities and Programs, May 1994.
- 17 「核態勢見直し」については、Les R. Aspin, Secretary of Defense, *Annual Report to the President and the Congress*, January 1994.日本の国際政治学者の分析として、梅本哲也「先導、用心、拡散対抗 - 米国核政策の諸動向 - 」『国際問題』、1995年9月。
- 18 William J. Perry, Secretary of Defense, *Annual Report to the President and the Congress*, March 1996.
- 19 1991年2月、イラクのスカッド・ミサイルがサウジアラビアのダーランに打ち込まれ、29人の米軍兵が死亡した。
- 20 TMDに関するアメリカの文献は非常に多い。一例として、Statement of Lieutenant General Malcom R.O'Neil, Director, Ballistic Missile Defense Organization, the Subcommittee on Appropriations, U.S. Senate, June 27 1994. TMDに関する日本語文献としては、山下正光・高井晉・岩田修一郎『TMD戦域弾道ミサイル防衛』、TBSブリタニカ、1994年。
- 21 1996年2月、アメリカ国防総省はTMD計画を一部変更し、THAADの開発を遅らせる半面、PAC-3の早期配備を重視するとの方針を明確にした。この結果、PAC-3の開発予算は年間三億ドル増額される。THAADの予算は、2001年度までに計21億ドル削減された。国防総省は、TMD開発の進展と予算の削減の両立を図りつつ、短距離弾道ミサイルの拡散による脅威の増加という現実的な対応を優先し、長期的な防衛システムの構築を先送りしたという。『朝日新聞』、1996年2月18日（朝刊）。
- 22 NIEをめぐる論争については、Aaron Karp, "The New Politics of Missile Proliferation," *Arms Control Today*, October 1996.
- 23 INF交渉への日本の対応については、岩田修一郎『戦略と核軍備管理-日本の非核政策の課題-』、日本国際問題研究所、1996年の第6章を参照。
- 24 『朝日新聞』1991年7月6日（朝刊）。日本のような工業国には、民生品であっても、ひとつ間違えば、武器の部品や材料にも使える汎用品が多い。例えば、トリエタノールアミンという物質は、民生品としてはシャンプーや洗剤、化粧品などの原料の一部に使われている化学製品だが、毒ガス兵器のマスタードガスの原料としても使われる。ミサイルの胴体部分にも使われるカーボンファイバーは、日本では釣りざおやテニスラケットなどに使われている。
- 25 『朝日新聞』、1993年9月29日（朝刊）。
- 26 『朝日新聞』1991年12月28日。6原則とは、(1)核不拡散条約体制の充実と、国際原子力機関（IAEA）の特別査察制度の確立(2)化学兵器禁止条約締結に向けた協力(3)ミサイル関連技術輸出規制（MTCR）の対象拡大(4)核物資（核物質や製造プラントも含む）の不拡散の徹底(5)生物・化学兵器の不拡散の強化(6)通常兵器の国際移転に関する透明性の確保である。
- 27 防衛庁編『日本の防衛』（平成9年版）の資料編に記載されている。
- 28 たとえば、核兵器関連の輸出規制協力の場としては「ロンドン・ガイドライン」があり、生物・化学兵器関連の輸出規制協力の場としては「オーストラリア・グループ」がある。
- 29 TMDに対する日米間の技術協力を論じた文献として、Steven A. Hildreth and Gary J. Pagliano, "Theater Missile Defense and Technology Cooperation: Implications for the U.S.-Japan Relationship," *CRS Report for Congress*, August 21, 1995.
- 30 報道によれば、TMD構想に日本が参加するかどうかの判断を当初予定の97年夏から3年程度先送りすることで、日米両政府が基本的に合意したと伝えられる。日本の参加を求めるシステムの中身について米国が変更を提案したことがきっかけとなり、財政再建論議で日本側にも財政的余裕がないという事情が重なったためだ。日本政府は参加に応じるか否かの判断に必要な



- 調査を続けるため、来年度予算案に新たな研究費を盛り込む方針であるという。『朝日新聞』1997年6月5日（朝刊）
- 31 The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, 1995.
- 32 アメリカの戦略研究者の中には、「冷戦後の核拡大抑止は、その信憑性において試練に立たされている」という問題提起を行う者もいる。Kerry G. Heron, "Antiproliferation for the 21st Century," *Strategic Review*, Summer 1996.
- 33 *Proliferation: Threat and Response*, p. 56 .
- 34 *Ibid.*, p. 62.